

○千代田区物品購入等制限付き一般競争入札実施要綱

令和7年1月16日 6千政契約発第1281号

改正

令和7年11月28日 7千政契約発第691号

千代田区物品購入等制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が発注する物品購入等の契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5及び第167条の5の2並びに千代田区契約事務規則（昭和39年規則第2号。以下「規則」という。）第6条から第34条までの規定に基づく一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

**第2条** 制限付き一般競争入札の対象とする案件は、次に掲げるとおりとする。ただし、特に緊急を要するものその他千代田区長（以下「区長」という。）が不適当と認めるものは、この限りでない。

- (1) 予定価格100万円以上の請負（工事を除く。）、委託又は役務の提供に関する契約
- (2) 予定価格150万円以上の物件等の供給（借入れの場合80万円、貸付けの場合30万円とする。）に関する契約
- (3) 予定価格50万円以上の物件等の売払いに関する契約
- (4) 予定価格100万円以上の建物又は工作物の小破修繕に関する契約

(入札参加資格)

**第3条** 制限付き一般競争入札に参加できる者は、政令第167条の4の規定に該当せず、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 千代田区電子入札実施要領（平成21年8月26日21千政契担発第104号）第3条に掲げる要件を満たしていること。
- (2) 制限付き一般競争入札の対象となる案件に係る営業に引き続き2年以上従事していること。
- (3) 政令第167条の11第2項の規定により、区長が契約の種類及び金額に応じて定めた競争入札の参加資格を有する者
- (4) 現に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領（平成7年9月1日7千総経発第92号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 現に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

(6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき等をいう。ただし、裁判所から更生計画又は再生計画が認可されている場合を除く。）にないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、発注案件ごとに区が定める要件を満たしていること。

(入札の公告)

**第4条** 区長は、制限付き一般競争入札を実施しようとするときは、掲示その他の方法により、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 実施対象案件の概要

(2) 入札に参加する者に必要な資格

(3) 入札参加資格確認の申請方法

(4) 入札の日時及び場所

(5) 入札方法等

(6) 入札保証金及び契約保証金

(7) 支払条件その他必要な事項

(入札参加資格確認申請)

**第5条** 制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、前条の規定による公告事項に従い、第3条各号の要件該当の確認に必要な書類を添付の上、当該公告において指定した期日までに入札参加資格確認の申請をしなければならない。

(入札参加の停止)

**第6条** 区長は、入札参加希望者が前条の規定による申請後、第3条各号に定める要件の一部若しくは全部を満たさなくなったと認められる場合又は経営等の状況により契約の履行が困難と認められる場合は、その者の入札参加を停止することができる。

(仕様書等の閲覧等)

**第7条** 制限付き一般競争入札に付す案件の仕様書等は、当該案件に係る公告をした日から政策経営部契約課において閲覧に供するほか、電子調達サービス（東京電子自治体共同運営協議会が提供する電子調達サービスをいう。以下同じ。）により閲覧に供するものとする。

2 入札参加者が仕様書等に関して疑義又は不明な箇所が生じた場合は、公告において明示された

方法により質問することができる。

(入札保証金)

**第8条** 入札保証金に係る手続は、規則第11条から第18条まで及び第25条から第27条までの定めるところにより取り扱うものとする。

2 入札保証金の納入期限又は規則第14条の規定による入札保証金に代わる担保の提出期限は、入札の前日（その日が勤務を要しない日等に該当するときは、直前の勤務を要する日）とする。

(入札の方法)

**第9条** 入札をしようとする者は、入札書を入札の公告において明示された所定の日時、場所及び方法に従い、契約担当者に提出しなければならない。

(開札)

**第10条** 開札は、電子調達サービスにより行うものとする。

(入札の回数)

**第11条** 入札の回数は、原則として初度及び再度の入札を合わせて3回とする。

2 入札の結果、落札者がいないときは、必要に応じて随意契約を行うことができる。

(資格審査)

**第12条** 区長は、落札予定者（入札終了後、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格を入札した者をいう。以下同じ。）を決定したときは、速やかにその者の入札参加資格を有するか審査し、必要に応じて審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による審査の結果、落札予定者に入札参加資格がないと認めたときは、当該落札予定者を失格とし、当該落札予定者の次順位で入札価格の低い者を新たな落札予定者として決定する。

3 前2項の規定は、前項の規定により新たな落札予定者を決定した場合について準用する。

(落札者の決定)

**第13条** 区長は、前条の規定による入札参加資格の審査の結果、落札予定者に入札参加資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。

(入札結果等の公表)

**第14条** 制限付き一般競争に付した案件の入札結果等については、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 入札参加者名

(2) 予定価格

(3) 入札者名及び各入札者の各回の入札金額並びに政令第167条の2第8号の規定により随意契約によることとした案件については、契約の相手方及び契約金額

2 公表は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに行うものとする。

3 公表は、政策経営部契約課において別に定める方法により行う。

(公正な入札の確保)

**第15条** 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）

等に抵触する行為をしてはならない。

(入札の中止)

**第16条** 区長は、入札参加者が2者を超えないときは、制限付き一般競争入札を中止することができる。

(委任)

**第17条** この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は令和7年1月16日から施行する。

**附 則** (令和7年11月28日 7千政契約発第691号)

この要綱は令和7年12月1日から施行する。

様式（略）